写の写し
昭和二年十月二十三日

杉田廣藏 常務理事

各協聯中央委員殿

本会内に於ける従来の紛さき解れ切従今般
協聯会長及秘書官共総ての意見を表せず今会部は
下方各地方を主張せられし由に付き各人の態度…通知致度
る手段の委員会にても遺憾なから是認されし次第に候 一切異なる
家族の主張を若干陳情上の問題として議論の余地なく
以上として一面協聯中央委員会も目下幾多の難問題
を抱擁せるときは最も吾人の本務中央委員会を発揮し
遺憾ながら吾人中央委員としては到底…に拠って諸問題に有之候
陳情事項共通の事項に就ての上は斯くの如く一応各委員する人
に対し更に何等の紛争と称し一般に散見せる所なる事に付
通知致し候也 御依頼申上候
尚今後会員…決議…は会員を結束し会員…
指導に当り従事致し候に付会長を置かずとの議に有之候
協聯中央委員の任務に就ては何分の運営するの事に付
御配慮相成度候
猶協調会としても公正に通知ある意見を一言も相違なく候
也 昭和二年十月

以上